

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記もとり公表する。

平成27年 3月11日

みやき町長 末安伸之



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
中原地域
(高柳、上地、西寒水、東寒水、石井、原古賀、綾部、山田、香田、簗原、
姫方、中原)
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年 2月16日
3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 0経営体
個人 10経営体
集落営農（任意組織） 4組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
当該地域には、担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し
付ける。任意の集落営農組織が法人化を行う場合は、地域の話し合いを行い、
原則として農地中間管理機構に貸し付け、法人等が借り受けを行うことによ
り、地域集積協力金を活用する。
6. 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体に農地集積を図り、経営規模拡大を目指す。また、
新規就農者への支援を行っていく。